

山口県報

平成23年
7月12日
(火曜日)

目次

○告示	一
平成二十三年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)	一
平成二十三年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課)	一
保安林予定森林(周南市)(森林整備課)	二
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び掲示場所(森林整備課)	二
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	三
○公告	三
土地改良区役員の届出(農村整備課)	三
土地改良区連合役員の届出(農村整備課)	四
○選管告示	四
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	五
資金管理団体の異動事項	六
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等	六
○雑報	六
公文書の開示の状況の公表	六
個人情報開示の訂正及び利用停止の状況の公表	七
県報の正誤(平成十九年四月十七日山口県公告(一九一))	九

山口県告示第二百八十二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十三年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二井 関成

一 研修の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二三、九、二五(日曜日)

開催場所

山口市緑町三番二九号

山口県労働者福祉文化中央会館

三 研修の受講料

五千円。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定める額とする。

(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第八条の十七第二号りに規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るために研修を受講する場合(二に掲げる場合を除く。) 八千円

(二) 衛生法規及び公衆科目のうち、クリーニング業における廃棄物の処理に関する事項に係る部分のみを受講する場合 三千円

山口県告示第二百八十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を平成二十三年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二井 関成

一 講習の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
二 講習の開催期日及び開催場所
開催期日

平成二四、二、五(日曜日) 下関市豊前田町三丁目三番一号
山口県国際総合センター

三 講習の受講料
四千五百円

山口県告示第二百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字鹿野上字夏山四二二の一、四二二の三、四二二の二、四二二の三、四二二の四、四一六の一、四一六の三、四一七の一、四一八の一、四二〇の二、字五郎万四二二の一、四二二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字鹿野上字夏山四一七の一・字五郎万四二二の一・四二二の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供す

る。)

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大潮字甲ノ迫二〇七の二、二〇九の二、字甲迫一一二九から一一三二まで、一一三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字大潮字甲ノ迫二〇七の二・二〇九の二・字甲迫一一三五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第二百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 通知の内容の要旨

土地改良区連合の名称	理事の別	氏名	住 所
岩国市八幡土地改良区連合	理 事	山 縣 康男	岩国市尾津町三丁目五番三九号
〃	〃	廣田 和夫	川下町二丁目二番一一号
〃	〃	高橋 巖	車町二百一十四番一五号



山口県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年七月十二日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 (届年月日)
		新	旧	
自由民主党阿東支部	代 表 者	原 真也	長岡 正興	平成23、 6、16
	事 務 所	山口市阿東篠田253	阿武郡阿東町大字生雲中177の1	
自由民主党柳井支部	代 表 者	星出 拓也	石丸 東海	〃 〃 14
	会計責任者	山本 達也	篠脇 丈毅	
自由民主党山口県歯科医師連盟支部	〃	山内 高史	城島 浩	〃 〃 〃
自由民主党山口県支部連合会	代 表 者	石崎 幸亮	河野 博行	〃 〃 7
愛幸会	会計責任者	中村剛太郎	宗清 禮吉	〃 〃 14
	事 務 所	周南市新地2丁目120	周南市大字下上955の3	
石井みどり山口県後援会	会計責任者	山内 高史	城島 浩	〃 〃 〃

伊藤ひとし後援会	代 表 者	山根 淳一	山根 昭二	〃 〃 1
星出拓也後援会	事 務 所	柳井市新市沖5番20号	柳井市南町3丁目7番1号	〃 〃 30
山口県歯科医師連盟	会計責任者	山内 高史	城島 浩	〃 〃 14
山口県中小企業政治連盟	〃	石川 克己	河野 泰明	〃 〃 15

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年七月十二日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日
自由民主党山口県山口市第二支部	重宗 紀彦	重宗カツ子	山口市下小鯖632の1	平成23、 6、21
近江都宣後援会	都志見邦彦	湯浅 義治	萩市大字椿東2537の2	平成22、 4、25
木村やすお後援会	木村 康夫	木村 純子	防府市大字西浦888の1	平成23、 〃、30
重宗紀彦後援会	重宗カツ子	重宗カツ子	山口市下小鯖632の2	〃 6、22
砂田正和後援会	川口 勝	森 泰博	下関市彦島江の浦町5丁目10番1号	〃 〃 15
砂田正和政経経済研究会	砂田 正和	〃	〃	〃 〃 〃
ひえだ泰久とあゆむ会	裨田 泰久	新美 俊治	光市宮ノ下町3番19号	平成22、 12、31
山彦会	重宗 紀彦	重宗カツ子	山口市下小鯖632の2	平成23、 6、22

平成二十三年七月十一日

山口県知事 二井 閣成

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				その他
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
12,878 (54)	11,892 (35)	748 (15)	26	73	139 (4)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				その他
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
総 務 部	160	5	131	0	0	24
総 合 政 策 部	10	10	0	0	0	0
地 域 振 興 部	14	3	10	0	0	1
環 境 生 活 部	91 (2)	33 (2)	54	0	0	4
健 康 福 祉 部	335	288	32	2	0	13
商 工 労 働 部	11 (1)	5	6 (1)	0	0	0
農 林 水 産 部	222 (3)	89 (2)	110	0	14	9 (1)
土 木 建 築 部	11,658 (32)	11,388 (31)	155	22	49	44 (1)
国 体 ・ 障 害 者 ス ー ツ 大 会 局	4	3	0	1	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0
計	12,505 (38)	11,824 (35)	498 (1)	25	63	95 (2)
議 会	36	10	26	0	0	0
教 育 委 員 会	68	25	33	0	0	10
選 挙 管 理 委 員 会	97	10	77	0	10	0
人 事 委 員 会	1	0	0	0	0	1
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0

山口県選挙管理委員会告示第六十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出
 があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。
 平成二十三年七月十一日

山口県選挙管理委員会 上 佐 正 昭

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 項 目	異 動 内 容		備 考 (年 月 日)
				新	旧	
島津 幸男	周南市長	愛幸会	事務所	周南市新地 2丁目/20	周南市大字 下上955の 9	平成23、 6、14

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出
があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年七月十一日

山口県選挙管理委員会 上 佐 正 昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備 考 (資金管理団体での 加入年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地		
重宗 紀彦	山口県議会議員	山彦会	山口市下小崎632の2	重宗 紀彦	平成23、6、22
砂田 正和	下関市議会議員	砂田正和政経研究会	下関市彦島江の浦町5 丁目/0番/号	砂田 正和	〃 〃 〃 15



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十三条の規定により、平成二十二年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

公安委員会	2	0	0	0	0	2
警察本部長	145 (16)	12	109 (4)	1	0	23 (2)
労働委員会	5	0	5	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	18	10	0	0	0	8
地方独立行政法人	1	1	0	0	0	0
合計	12,878 (54)	11,892 (35)	748 (15)	26	73	139 (4)

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報 (第1号)	2	1	3
個人情報 (第2号)	545 (15)	6	551 (15)
法人等情報 (第3号)	398 (1)	1	399 (1)
犯罪捜査等情報 (第4号)	120	0	120
意思形成過程情報 (第5号)	3	0	3
行政運営情報 (第6号)	138 (14)	6	144 (14)
協力・信頼関係情報 (第7号)	97	1	98
合議制機関等情報 (第8号)	0	0	0
合計	1,303 (30)	15	1,318 (30)

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の ()内は、山口県情報公開条例第1条の号名である。
- 「部分開示」欄及び「合計」欄の ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

3 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。

2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況

不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答				取下げ審査中
	認容	一部認容	棄却	却下	
14 (1)	0	0 (1)	2	0	0

(単位 件)

備考 ()内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により平成二十二年四月から個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表する。

平成二十三年七月十一日

山口県民権 二 共 監 査

- 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等

(単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非開示	未処理
開示の請求	648	229	398	2
開示の申出	19,033	19,033	0	0
合計	19,681	19,262	398	2

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	非開示	未処理
総務部	2	2	0	0	0
総合政策部	0	0	0	0	0
地域振興部	1	1	0	0	0

環境生活部	32	32	0	0	0	0	0
健康福祉部	119	110	3	2	3	1	1
商工労働部	61	61	0	0	0	0	0
農林水産部	0	0	0	0	0	0	0
土木建築部	1	1	0	0	0	0	0
国土・障害者スポーツ大会局	0	0	0	0	0	0	0
会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
計	216	207	3	2	3	1	1
議	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	16	15	0	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	194	194	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	18,597	18,581	16	0	0	0	0
警察本部長	493	103	376	0	0	14	14
労働委員会	6	3	3	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	159	159	0	0	0	0	0
合 計	19,681	19,262	398	2	4	15	15

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報 (第1号)	0	0	0
未成年者情報 (第2号)	0	0	0
第三者情報 (第3号)	391	1	392

法人等情報 (第4号)	5	0	5
犯罪捜査等情報 (第5号)	12	0	12
意思形成過程情報 (第6号)	206	0	206
評価・選考等情報 (第7号)	0	1	1
行政運営情報 (第8号)	274	0	274
協力・信頼関係情報 (第9号)	0	0	0
合 議 制 機 関 等 情 報 (第10号)	0	0	0
合 計	888	2	890

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況		
	訂 正	非 訂 正	未 処 理
0	0	0	0

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況		
	利 用 停 止	非 利 用 停 止	未 処 理
0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

正 誤

平成十九年四月十七日山口県公告(一九二)(土地改良区役員の届出)

三	上	"	沖廣 榮。一	沖廣 榮。一
二	下	表中	沖廣 榮。一	沖廣 榮。一
ページ	段	箇所	誤	正

不服申立ての 件数	4	不服申立てに対する決定又は裁決				取 下 げ 審 査 中
	0	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
		0	1	1	1	0
						1

(単位 件)

平成二十三年七月十二日印刷
發行

發行所

山口県知事
山